

## 令和7年度沼津市広報アドバイザー業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

### 1 趣旨

本市においては、広報紙「広報ぬまづ」の発行やホームページ・SNSでの発信を始め、チラシやパンフレットの作成など様々な媒体により市政の情報発信を行っている。しかし、現在は変化の激しいメディア環境や、情報の受け手においても幅広い年代で価値観も多様であることを踏まえ、市は「伝えたい人に伝わる広報」を戦略的に推進していく必要がある。

本業務は、市役所内各部署が行う情報発信について、アドバイザーによる専門的な見地からの助言や研修の実施により、職員の広報に向かう姿勢を後押ししたり技術力の底上げをしたりすることにより、職員の広報力の強化を図ることをねらいとする。

業務の実施に当たっては、広報に関する十分な経験と知識、客観的かつ専門的な情報分析、具体的な助言ができる企画力など高度な専門性が求められるとともに、時流を把握し新たな視点からの提案を行う積極性、円滑な業務実施に向けた体制等が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和7年度沼津市広報アドバイザー業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

### 2 契約の概要

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名  | 令和7年度沼津市広報アドバイザー業務委託              |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和7年度沼津市広報アドバイザー業務委託公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで                |
| (4) 契約金額 | 提案限度額 3,038,200円（消費税及び地方消費税を含む）   |

### 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市政策推進部広報課（〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内）

担当 鈴木、飯田

電話 055-934-4703 FAX 055-935-1560

E-mail kouhou@city.numazu.lg.jp

## 4 参加資格要件

### (1) 参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ③沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- ④沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- ⑤国税及び沼津市税の滞納がある者
- ⑥令和2年度以降、国及び地方公共団体の広報・情報発信業務受託実績を有しない者

## 5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和7年3月31日(月) ホームページに掲載
2	質問受付	令和7年4月3日(木)17時までに電子メールで
3	質問回答	令和7年4月7日(月)17時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和7年4月10日(木)17時必着
5	プロポーザル参加承認	令和7年4月11日(金)12時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日から令和7年4月21日(月)17時まで
7	選考会	令和7年4月22日(火) 予定
8	選定結果の通知	令和7年4月25日(金) 予定
9	契約締結	令和7年5月上旬 予定

※本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

## 6 質問受付・回答

### (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」とおり。

質問の際は、送付件名に「【質問】令和7年度沼津市広報アドバイザー業務委託プロポーザルについて」と明記すること。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

## (2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類各1部をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要である。ただし、9(1)④実施体制調書の一部を再委託する事業者がある場合は、当該事業者分についても(3)～(7)を添付する。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

### (1) 参加申込書（様式1）

### (2) 同種業務実績表（様式2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

### (3) 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

### (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）

### (5) 登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの）

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
- ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し

### (6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

### (7) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）

（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）

#### ①市税納税証明書

- ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
- ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）

#### ②固定資産税納税証明書（最新のもの）

#### ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

- ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
- ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

## 8 プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)する。

- ①企画提案書提出届(様式5)
- ②企画提案書(様式自由)
- ③工程表(様式6)
- ④実施体制調書(様式7)
- ⑤見積書(様式自由、押印不要)

### (2) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず(入っている場合は受け付けない)、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ②「(1) 提出書類」は、日本産業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

### (3) その他、注意事項

- ①企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き10ページ以内で作成すること。
- ②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

## 10 提案する内容

別紙「令和7年度沼津市広報アドバイザー業務委託 公募仕様書」の「4 業務内容(2)～(4)」に定める事業項目ごとに具体的な提案内容を記載すること。

## 11 選考

### (1) 選考方法

企画提案書等提出書類を基に、「令和7年度沼津市広報アドバイザー業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

### (2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

### (3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は1参加者につき20分程度（質疑含む）を予定している。日時、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。

プレゼンテーションは原則としてオンラインで行う。使用するパソコンは各自で用意すること。また、ZoomのミーティングIDを作成し、URLを市が指定する日までに市へ通知すること。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

## 12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

## 13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に開始しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、速やかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

- (3) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
  - (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。
- (ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

## 15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

## 16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目			配点	合計配点
(1) 企画 提案力	業務理解	本業務に対する目的や考え方が具体的かつ適切か	10	40
	具体性	広報の効果向上につながる助言・提案が見込まれる具体性があるか	10	
	専門性	幅広い知識やノウハウを活用した提案であるか	10	
	研修企画	実践を取り入れて充実した内容の研修企画となっているか	10	
(2) 業務遂 行能力	業務実績	同種業務の実績は十分なものか	10	60
	体制整備	人員体制配置予定者の専門性は十分か	10	
		実施体制及び役割分担が具体的に明示され、事業を円滑に進められるような体制であるか、また全体のマネジメント体制が十分か	20	
		業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10	
	費用対効果	見積書は提案内容を踏まえたものとなっているか、また業務コストは妥当か	10	
			100/100	

ただし、合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。